証券コード　6155
平成27年６月８日

株　主　各　位

石川県白山市旭丘１丁目８番地
高松機械工業株式会社
代表取締役社長　髙　松　喜与志

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日(水曜日)営業時間終了の時(午後５時５分)までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日(木曜日)午前10時

２．場　　所　　石川県白山市古城町１番地
白山市松任学習センター１階　コンサートホール
※　開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

３．目的事項

報告事項
１．第54期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第54期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

なお、株主総会終了後に、株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、近況報告会を30分程度開催する予定でございますので、ご多忙とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようご案内申しあげます。

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.takamaz.co.jp/)に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費税増税による駆け込み需要の反動が個人消費や生産に長く影響を与えましたが、円安や原油価格下落の影響などから企業収益が改善するなど、緩やかな景気回復を続けてきました。先行きの見通しも、年度後半には更なる企業収益の改善や各種政策の効果に期待感が高まりました。

工作機械業界におきましては、外需では主要３極(北米・ヨーロッパ・アジア)すべてで過去最高の受注額を記録し、内需でも補助金等の政策が設備投資を後押ししてきたことで、需要は１年を通じて好調に推移しました。この結果、平成26年度の業界受注総額は過去２番目の高水準となる１兆5,786億円(前年同期比31.0％増)となりました。

このような状況の中で、当社グループの業績も堅調に推移し、当連結会計年度の連結売上高は180億18百万円と、前年同期に比べ34億98百万円(24.1％増)の大幅増収となり、過去最高の売上高を記録しました。売上増加に伴って利益も大きく増加し、営業利益は13億54百万円(前年同期比83.7％増)、経常利益は14億59百万円(同61.2％増)、当期純利益は９億36百万円(同114.5％増)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①　工作機械事業

工作機械事業におきましては、日系ユーザの進出や経済回復・成長によって需要拡大が見込まれる海外市場への対応強化をはかり、積極的な営業活動と迅速なサービス・メンテナンスの提供を推進するとともに、生産の最適化及び効率化による増産に取り組んできました。

海外市場の対応強化として、アジアでは、各子会社が多くのディーラやユーザを招待したプライベート・ショーを開催し、TAKAMAZブランドの浸透と評価向上をはかりました。

アメリカでは、自動車関連を中心に好調な市場にて積極的なユーザ訪問と提案型営業を実施してきたほか、工作機械需要が高まっているメキシコでは、販路拡大とタイムリーな情報収集を推進してきました。

ヨーロッパでは、需要の回復に対応して展示会などで新製品や技術をアピールし、引合・受注の確保に努めてきました。

国内では、大手ユーザの大型案件に対応するとともに、設備投資意欲が回復してきた中小ユーザに対しても、最適な加工方法と自動化ラインや新製品を積極的に提案して潜在需要を開拓し、受注獲得をはかってきました。

生産におきましては、組立ラインの見直しや設計・加工等の効果的な外注活用によって、好調な受注に対応して増産をはかってきました。平成26年11月には精密加工室とショールームの移設・拡張工事が完了し、また、マシニングセンタ等を新規導入しました。

研究開発におきましては、大型加工物の自動切削に対応した「XW-200」、幅広い加工に対応できるようにモデルチェンジした「XW-30 PLUS」、ユーザニーズが高かった複合加工機能を追加搭載した「XW-130M」を発表しました。

この結果、当連結会計年度における工作機械受注高は145億59百万円(前年同期比4.1%増)と堅調に推移し、工作機械受注残高は70億29百万円(同2.4%増)となりました。

売上高におきましては、163億99百万円(同27.5%増)となり、その内訳は、内需90億24百万円(同41.2%増)、外需73億74百万円(同13.9%増)、外需比率45.0%(前年同期は50.3%)であります。また、営業利益は13億76百万円(前年同期比99.3%増)となりました。

② IT関連製造装置事業

IT関連製造装置事業におきましては、需要回復が期待より遅れ、低水準で推移してきましたが、売上高確保をはかるための情報収集と新規市場開拓を継続して推進し、年度後半の大型受注によって売上高は前年並みとなりました。

この結果、売上高は８億10百万円(前年同期比3.3%減)となり、営業損失は４百万円(前年同期は３百万円の営業利益)となりました。

③ 自動車部品加工事業

自動車部品加工事業におきましては、設備投資や増員等によって生産体制を強化しましたが、主要取引先からの受注が当初見通しよりも下回って推移したことで、売上高は前年並みにとどまりました。このような状況の中で今後の売上増加をはかるため、積極的な営業活動による新規受注の獲得及び新規取引先の開拓を推進してきました。

この結果、売上高は８億８百万円(前年同期比1.3%減)、営業損失は17百万円(前年同期は44百万円の営業利益)となりました。

また、平成27年２月20日にタイ国内で自動車部品加工を行う現地法人「TP MACHINE PARTS CO., LTD.」を設立しました。当社の工作機械ユーザでもあるタイ企業との合弁会社であり、自動車部品加工事業初の海外展開になります。現地日系企業より引合を受け、平成27年５月より工場を稼働しました。

（２）設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は５億７百万円であり、その主なものは、本社工場（工作機械事業）の生産設備の増設であります。

（３）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（４）対処すべき課題

日本経済の先行きにつきましては、円安や原油安、政策による経済の好循環の中で、企業収益の改善基調が持続し、個人消費や輸出も持ち直すことによって、国内景気は緩やかな回復を継続すると見込まれております。

①　工作機械事業

工作機械事業におきましては、海外市場で好調さや回復基調が維持し、国内市場で景気回復や省エネ補助金などの政策効果が見込めることで、前年と同水準以上の工作機械需要が期待されていることから、生産量を増やして適切な納期で製品を提供していくことが課題であります。

そこで高い需要への対応と納期短縮をはかるため、多様化するユーザの要求に柔軟な対応を可能とする生産ラインを整備し、工程間のムラ・ムダを低減させていくとともに、適切な進捗管理、設備機械の効率的活用、教育による社員の多能工化、サプライヤーとの連携強化を進めることで生産性を向上させていきます。また、ユーザニーズに応えるための個別設計時間の短縮にモジュール化やユニットの共通化を検討・実施していくほか、高水準の品質保証体制によって完成度の高い製品を提供していきます。

日系企業の海外進出が進む中で増加している海外設備投資案件に対しては、国内外拠点及びグループ各社の連携強化と情報共有によってタイムリーな情報収集と迅速な対応を実施していくとともに、特に重要性の高まる地域に対してグローバルサービス体制を強化していきます。

国内では、補助金等の効果から中小ユーザの設備投資意欲が改善しておりますので、魅力ある設備・システムの提案と支援を実施し、需要確保に努めていきます。

② IT関連製造装置事業

IT関連製造装置事業におきましては、売上高確保のため、既存及び新規顧客への継続的・積極的な営業活動の実施によって情報の早期入手に努め、安定的な受注獲得をはかっていきます。営業活動の結果、新規装置の引合を受けておりますので、受注につなげるべくニーズ対応していきます。また、利益改善のため、リードタイム短縮や製造原価低減に努めて粗利益管理を徹底していきます。

③ 自動車部品加工事業

自動車部品加工事業におきましては、近年の需要が少品種大量生産から多品種少量生産に移り変わってきていることに加え、事業規模拡大に向けた適切な生産体制を構築するため、加工ラインの新設・改造や増員のほか、工場の新築も含めて生産対応を検討していきます。また、新設したTP MACHINE PARTS CO., LTD.では早期立ち上げ及び安定稼働に努めていきます。その他、不良を出さずに顧客満足度の高い製品を提供していくとともに、サイクルタイム短縮による原価低減を推進していきます。

当社グループといたしましては、今後も日々精進を続けていく所存でありますので、株主各位のより一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

（5）財産及び損益の状況

項目＼期別	第51期（平成24年３月期）	第52期（平成25年３月期）	第53期（平成26年３月期）	第54期(当連結会計年度)（平成27年３月期）
売上高(百万円)	14,422	15,016	14,519	18,018
経常利益(百万円)	1,086	1,243	905	1,459
当期純利益(百万円)	635	868	436	936
１株当たり当期純利益 (円)	59.16	79.75	40.08	85.37
総資産(百万円)	15,791	16,499	17,845	19,574
純資産(百万円)	8,739	9,560	10,241	11,303

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.	20万USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	1,000万バーツ	99.3%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH	16万ユーロ	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
喜志高松機械(杭州)有限公司	55万USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
PT.TAKAMAZ INDONESIA	100万USドル	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TP MACHINE PARTS CO., LTD.	1,500万バーツ	74.9%	自動車部品の加工

（注）１．喜志高松機械(杭州)有限公司については、平成26年６月10日付で喜志高松貿易(杭州)有限公司から名称変更しております。

２．TP MACHINE PARTS CO., LTD.は平成27年２月20日に設立しております。

（7）主要な事業内容

事業部門	事業内容
工作機械事業	工作機械及びその周辺装置・部品等の製造販売・サービス・メンテナンス
IT関連製造装置事業	IT関連製造装置の製造
自動車部品加工事業	自動車部品等の加工

(8)主要な営業所及び工場

① 当社

本社工場(石川県白山市旭丘１丁目８番地)
第二工場(石川県白山市)、第三工場(石川県白山市)、
開発センター(石川県白山市)
営業拠点：関東支店、名古屋支店、大阪支店ほか

② 子会社

TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.(アメリカ イリノイ州)
TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.(タイ サムットプラーカーン県)
TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH(ドイツ オベラート市)
喜志高松機械(杭州)有限公司(中国 杭州市)
PT.TAKAMAZ INDONESIA(インドネシア ブカシ県)
TP MACHINE PARTS CO., LTD.(タイ サムットプラーカーン県)

③ 関連会社

株式会社タカマツエマグ(石川県白山市)
杭州友嘉高松機械有限公司(中国 杭州市)
株式会社エフ・ティ・ジャパン(石川県白山市)

(9)従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
495名	17名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
449名	16名増	36.2歳	11.9年

(10)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	1,323百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	326百万円
株式会社商工組合中央金庫	30百万円

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　30,000,000株

（２）発行済株式の総数　　11,020,000株（自己株式28,629株を含む）

（３）単元株式数　　100株

（４）株主数　　3,111名（前期末比53名減）

（５）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
高松機械工業取引先持株会	843千株	7.7%
株式会社タカマツ	810千株	7.4%
北国総合リース株式会社	433千株	3.9%
株式会社北國銀行	408千株	3.7%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	405千株	3.7%
日本生命保険相互会社	384千株	3.5%
明治安田生命保険相互会社	360千株	3.3%
高松機械工業社員持株会	349千株	3.2%
株式会社朝日電機製作所	340千株	3.1%
三井住友海上火災保険株式会社	333千株	3.0%

（注）　持株比率は自己株式（28,629株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（２）当事業年度中に使用人等に対し、交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
髙　松　喜与志	代表取締役社長	白山商工会議所　会頭 TP MACHINE PARTS CO., LTD. 代表取締役社長
髙　松　宗一郎	代表取締役副社長	PT. TAKAMAZ INDONESIA 代表取締役社長 TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役 喜志高松機械(杭州)有限公司 董事 杭州友嘉高松機械有限公司 董事
前　田　充　夫	専務取締役 生産本部長兼新分野事業部担当	喜志高松機械(杭州)有限公司 董事 株式会社タカマツエマグ 取締役 杭州友嘉高松機械有限公司 董事
中　西　与　平	専務取締役 営業本部長兼海外営業部長兼部品事業部担当	TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC. 代表取締役社長 TAKAMATSU MACHINERY(THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 代表取締役社長 株式会社タカマツエマグ 代表取締役社長
溝　口　　清	常務取締役 管理本部長兼品質保証部担当	TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC. 取締役 TAKAMATSU MACHINERY(THAILAND) CO., LTD. 取締役 株式会社タカマツエマグ 監査役
宮　川　　隆	取締役 管理本部 総務人事部長	
徳　野　　穣	取締役 生産本部 技術部長	株式会社エフ・ティ・ジャパン 取締役
中　川　　進	取締役 生産本部 第一製造部長	株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長
磯　部　　稔	取締役 営業本部 国内営業部長	
中　西　祐　一	取締役	弁護士　中西祐一法律事務所代表
池　上　佳　信	常勤監査役	
鍛　治　敏　弘	監査役	税理士　鍛治敏弘税理士事務所代表
杖　村　修　司	監査役	株式会社北國銀行　代表取締役専務

（注）１．取締役中西祐一氏は社外取締役であります。
２．監査役鍛治敏弘、杖村修司の両氏は社外監査役であります。
３．監査役鍛治敏弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役中西祐一、監査役鍛治敏弘の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
５．平成26年６月26日開催の第53回定時株主総会において、磯部稔氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

６．当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当に異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
髙　松　宗一郎	代表取締役副社長	取締役 営業本部 海外営業部長	平成26年10月１日
中　西　与　平	専務取締役 営業本部長兼海外営業部長兼部品事業部担当	専務取締役 営業本部長兼部品事業部担当	平成26年10月１日

７．当事業年度中に以下の取締役の重要な兼職に異動がありました。

氏　　名	異　　動　　内　　容	異動年月日
髙　松　喜与志	TP MACHINE PARTS CO., LTD. 代表取締役社長に就任	平成27年２月20日
徳　野　　穣	株式会社エフ・ティ・ジャパン 取締役に就任	平成27年３月17日
中　川　　進	株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長に就任	平成26年12月27日

８．平成27年４月１日をもって以下の取締役の担当に異動がありました。

氏　　名	新	旧
中　西　与　平	専務取締役 営業本部長兼部品事業部担当	専務取締役 営業本部長兼海外営業部長兼部品事業部担当
宮　川　　隆	取締役 生産本部 製造部長	取締役 管理本部 総務人事部長
中　川　　進	取締役 営業本部 FFG機・メクトロン機支援室長	取締役 生産本部 第一製造部長

（２）取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支 給 人 員	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	10名 （１名）	252百万円 （2百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	14百万円 （5百万円）
合　計	13名	267百万円

（注）１．上記報酬等の額には当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額・役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
２．平成20年６月26日開催の第47回定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額300百万円（うち社外取締役は年額10百万円）と定められております（報酬限度額に使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません）。
３．平成６年６月30日開催の第33回定時株主総会決議により監査役の報酬限度額は年額50百万円と定められております。

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中西祐一氏は、中西祐一法律事務所代表でありますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

監査役鍛治敏弘氏は、鍛治敏弘税理士事務所代表でありますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

監査役杖村修司氏は、株式会社北國銀行の代表取締役専務であります。同行は当社の主要な取引金融機関であります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
社外取締役	中　西　祐　一	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っておりました。
社外監査役	鍛　治　敏　弘	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っておりました。
	杖　村　修　司	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、主に金融機関での経営者として培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（２）報酬等の額

	支　払　額
①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
②　当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

（３）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンスについての対価を支払っております。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５）子会社の監査の状況

当社子会社のTAKAMATSU MACHINERY(THAILAND)CO., LTD.、喜志高松機械(杭州)有限公司及びPT.TAKAMAZ INDONESIAは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

６．会社の体制及び方針

（１）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するために、企業コンプライアンス規程を整備し、倫理コンプライアンスのための行動規範として定めたコンプライアンスマニュアルを遵守させる。

その徹底をはかるために、各部署にコンプライアンスオフィサーを設置し、常務取締役管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会によってコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室においてコンプライアンスの状況を監査する。

当該活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告を行う。

企業倫理に関するすべての事項について、使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役は、その職務の執行に係る情報を書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

また、これら情報について、必要に応じて閲覧を行えるように適切に管理する。

これらの保存及び管理を行うために、取締役会は文書管理規程を整備し、適切な運用の管理・監督を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループが被る損失または不利益を最小限とするためにリスク管理規程を整備し、組織横断的リスク管理体制を確立する。

リスク管理規程に基づき、リスク管理の全体的推進と情報の共有化をはかるためにリスク管理委員会を運営する。リスク管理委員会では、リスクに関する情報収集、分析及び評価を行い、対策を立案して取締役会に提案するとともに、全社的啓蒙活動を行う。

内部監査室は、リスクに関する組織横断状況を監査し、代表取締役社長及び監査役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会では、中期経営計画を策定し、同計画に基づく年度目標及び方針をまとめた経営方針書を策定し、全社員に配布する。

取締役は、所轄部門において期首に目標達成のための具体的な方策を定め、代表取締役社長の承認を受けた後、方策を執行する。方策の執行は各取締役の責任において推進し、

その状況については取締役会及び半期ごとに行うトップ診断にて報告を行い、執行状況において適切な対策を実施する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づいて子会社及び関連会社を管理監督することにより、当社グループ全体に統一した内部統制を行う。

当社の内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を担当し、その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。取締役会は代表取締役社長から報告を受け、改善策の審議・決定を行う。

⑥　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室に対し、監査業務における補助作業を命令することができる。

なお、当該命令を受けた使用人は、その補助作業につき、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、法令で定められた事項、経営会議で決議した事項、重大な法令・定款違反及びその他重要な事項について、監査役会に報告する。

使用人は、重大な法令・定款違反又は当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査役会に直接報告ができるものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室が監査役会と緊密な連携をとるとともに、管理本部が監査役会を補助する。

⑨　反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、「反社会的勢力・団体に毅然とした態度で臨むことは企業の倫理的使命であり、事業活動の健全な発展のために不可欠な条件である」との認識をもって行動する。また、反社会的勢力対応要領(マニュアル)を整備し、対応統括部署を総務人事部、対応責任者を管理本部長と定めるとともに外部専門機関との連携を保ち、反社会的勢力を一切排除することを基本姿勢として取り組む。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。また、金融商品取引法及び関係法令等の適合性を確保するため、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

Ⅰ．会社の支配に関する基本方針

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要となる合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様の判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

Ⅱ．会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記Ⅰ.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

１．企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組みについて

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、

『　高松機械は「社会に貢献」する。
　　お客様には、安全でメリットのある商品を
　　従業員には、生活の安定と希望を
　　株主には、適切な配当を
　提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、
　社会の発展に積極的に貢献する。　　』

であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてまいりました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であり、また、そのためのたゆまぬ努力を継続することが当社の企業価値を向上させることであると考えております。

工作機械事業において当社は、ユーザニーズを的確に捉えた製品を開発・提供するとともに、設備投資や生産効率の向上及び人材の確保・育成を進めて生産能力の拡大をはかっていくことで、より多くの製品を市場に提供し、売上高の増加に努めています。

また、受注においては、当社が強みとしている自動車業界に対して魅力あるシステムや加工技術をもって最適なソリューションを提供する提案型営業を進めることで、内外需ともにシェアの拡大をはかっています。

特に需要拡大が続く海外市場への対応が重要であると考えており、市場開拓・拡大のために経営資源を適切に投入し、拠点の設置･強化や新規ディーラの開拓を行って営業基盤を強化していくとともに、グループ会社間の連携を強化していきます。また、国内ユーザが海外進出を検討する事例も増えているため、国内と海外の連携も強化していきます。

研究開発においても、ユーザニーズを先取りした製品開発を目的とし、新技術、新ユニットの開発にも、ユーザニーズを的確・迅速に反映させています。また、より高品質、高精度に進化させた製品の開発、省エネ化・省スペース化・省コスト化をはかった環境に優しい製品の開発を行っています。

当社は企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化を進めてきており、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自

動車部品加工事業を展開してきました。これら事業においても受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

上記のように、経営理念と経営方針に基づく取り組みは、企業価値ひいては株主共同の利益の向上をはかる基盤になるものと考えます。

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組み

当社は、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され、魅力ある企業となるべく、企業倫理と遵法を徹底し、内部統制システムの適正な運用・強化を推進し、加えて経営の透明性・公正性を向上することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

当社は、経営状態の管理監督や重要事項を決定する取締役会を毎月１回は定例開催し、また、随時取締役会を開催可能な体制を構築していますので、必要時に即座に取締役会を開催して、スピード経営を実施しています。加えて、重要方針を決定するための役員会議も随時開催することで、効率的で円滑な経営コントロールを行っています。

当社は経営監督機能として、監査役会制度を採用しており、平成27年３月末現在では常勤監査役１名を含む３名体制であり、うち２名が社外監査役であります。また、取締役会の監督機能をより高め、コーポレート・ガバナンス体制も強化するために、社外取締役１名を選任しており、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しております。

会計監査においては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な監査を受けています。また、税理士及び弁護士と顧問契約を締結しており、経営判断の参考とするための助言を適宜得ています。

コンプライアンスにつきましては、ISOシステム(品質・環境)の遵守、内部監査によるチェックとあわせ、適宜法令の情報収集を行うことで徹底をはかっています。当社には全役員・従業員・派遣社員等が守るべき指針として、基本的姿勢と行動計画を掲げた「私たちの行動基準」があります。その「私たちの行動基準」と「基本スタンス」「セルフチェックシート」を記載した「コンプライアンス・マニュアル」及び「倫理コンプライアンスカード」を全役員・従業員・派遣社員等に配布して、コンプライアンス意識の徹底をはかっています。

さらに、当社では、当社が被る損失又は不利益を最小限とするためにリスク管理規程

を整備し、組織横断的なリスク管理体制を確立しています。リスク管理規程に基づき、リスク管理の全体的推進と情報の共有化をはかるためにリスク管理委員会を設置しており、リスク管理委員会では、リスクに関する情報収集、分析及び評価を行い、対策を立案して取締役会に提案するとともに、全社的啓蒙活動を行います。また、内部監査室がリスクに関する組織横断状況を監査し、代表取締役社長及び監査役会に報告します。

このように、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、経営理念、経営方針の具現性を高め、企業価値ひいては株主共同の利益の向上をはかる基盤となるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

Ⅲ．会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

当社は、上記Ⅰ．で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社の株式等の保有者及びその共同保有者又は当社株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(大規模買付行為)に際しては、一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)を導入いたしました(本プランは、当社第53回定時株主総会(平成26年６月26日開催)において継続することを承認可決されました)。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(本プラン)の概要

１．大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会が一定期間内に評価し、③当社取締役会が対抗措置の不発動を開示した後に初めて大規模買付者が大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(１)大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の

氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます)を当社の定める書式に従って提出していただきます。

(2)大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び第三者委員会としての意見形成、評価、検討のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)の提供を受けるために当該大規模買付者に必要な大規模買付情報のリストを交付し、大規模買付情報の提供を依頼します。大規模買付者には当社が定める合理的な回答期限までに大規模買付情報を当社取締役会宛に当社の定める書式により提出していただきます。また、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表します。

大規模買付情報には下記の内容が含まれますが、その具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び各組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、財産内容等を含む)
② 大規模買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む)
③ 大規模買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報)
④ 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容)
⑤ 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑥ 大規模買付にかかる一連の取引により、当社及び当社ステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
⑦ 大規模買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針
⑧ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

なお、当初提出いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情

報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会による評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示します。

(3)当社取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を完了したと判断した場合、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等)の助言を受けながら、大規模買付情報を評価・検討の上、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議、意見形成、大規模買付者との買収条件に関する交渉、代替案の策定等を行います。

また、当社取締役会は、第三者委員会に対し大規模買付者から提供された大規模買付情報やこれについての当社取締役会としての意見を伝えます。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動、大規模買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が提示する代替案の概要、その他当社取締役会が適切と判断した事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、情報開示を行います。

なお、当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには、一定の期間が必要であるため、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、下記①又は②のとおり、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を取締役会評価期間として設定します。

① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から60日以内(初日不算入)

② その他の方法による大規模買付行為の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から90日以内(初日不算入)

なお、当社取締役会が取締役会評価期間満了時までに、大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議、意見形成を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(但し、30日間を超えないものとします)で、取締役会評価期間を延長する旨の決議を行うものとし、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行います。

２．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当、又は会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置(以下、「対抗措置」といいます)をとることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定及び対抗措置の発動の適否・内容については、必要に応じて外部専門家の助言等を参考にした上で、第三者委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会が決定します。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様に説明するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

なお、当社取締役会が、大規模買付情報を十分に評価・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断した場合には、その旨の意見表明を行います。

大規模買付行為に応じるか否かは、当社の株主の皆様において当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討し、判断していただくことになります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言等を参考にした上で、第三者委員会の勧告を最大限に尊重し、対抗措置の発動の適否・内容を決定します。

① 当社株式等を買い占め、その株式等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する場合

② 当社の経営を一時的に支配して、経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

③　当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する場合

④　当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける場合

⑤　強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)等、株主の皆様に当社株式等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

⑥　大規模買付者が当社の経営を支配したことにより、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑦　大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(対価の価額、種類、対価の価額の算定根拠等)並びに買付の内容、時期、及び方法等が当社の企業価値の源泉に鑑み、著しく不十分又は不適当である場合

３．対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

（１）第三者委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置します。

第三者委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者(弁護士、公認会計士、税理士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任するものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため対抗措置を発動すべきか否か、及び本プランの修正を行うべきか否かの判断に当たっては、当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとし、第三者委員会はこの諮問に基づき、対抗措置発動の是非等について審議・決議した上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。なお、第三者委員会は、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものと

し、これに要する費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

(2)対抗措置発動の手続

本プランにおいては上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、上記Ⅲ.2.(1)に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。第三者委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか等を十分勘案した上で、対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

第三者委員会からの勧告の内容については、当社取締役会が適切と判断する時点で、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って情報開示を行います。

対抗措置の発動又は不発動の判断は、最終的に当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置の発動又は不発動の判断を決定した場合は、第三者委員会の勧告内容とあわせて適時開示します。

(3)対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ.3.(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて第三者委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当決議後から無償割当の効力発生日までの間においては、無償割当の中止を、又は無償割当の効力発生後においては、当該新株予約権者に対し株式等を交付することなく当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止又は変更を行う場合は、速やかに開示を行います。

４．本プランの適用開始、有効期間、継続、修正又は変更及び廃止

本プランの有効期間は、第53回定時株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます)については３年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても適用ある法令、証券取引所規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合には、第三者委員会の承認を得た上で本プランを修正又は変更する場合があります。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会において修正又は廃止することができるものとします。なお、修正する旨が決議された場合は、修正された本プランの有効期間は新たに当該株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までに変更されるものとし、廃止する旨が決議された場合は、その時点で廃止されるものとします。

当社は、本プランが修正、変更又は廃止された場合には、当該、修正、変更又は廃止の事実及びその内容並びにその他当社取締役会が適切と認める事項につきまして、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って情報開示します。

Ⅳ．本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

１．大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

２．対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護することを目的として、上記Ⅲ．２．のとおり、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して情報開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様ご自身が、権利行使期間内に所定の新株予約権の行使手続きを行わなければ、他の株主の皆様による当該新株予約権の行使により、その保有する当社株式の法的権利又

は経済的利益が希釈化されることになります。但し、当社が本新株予約権の有償取得の手続きをとった場合、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことはなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、第三者委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、新株予約権無償割当の中止、又は発行した新株予約権の無償取得により対抗措置発動の停止を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

３．対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、割当基準日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

Ⅴ．本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

１．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める３原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

２．当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

３．合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

４．株主意思を尊重するものであること

本プランは、第53回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって継続されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

５．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

６．デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

（注）　本事業報告記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,172**	**流動負債**	**6,559**
現金及び預金	3,875	支払手形及び買掛金	4,183
受取手形及び売掛金	6,289	短期借入金	948
商品及び製品	468	リース債務	55
仕掛品	1,231	未払法人税等	338
原材料及び貯蔵品	945	賞与引当金	185
繰延税金資産	299	役員賞与引当金	37
その他	76	製品保証引当金	55
貸倒引当金	△12	その他	755
固定資産	**6,401**	**固定負債**	**1,710**
有形固定資産	**4,717**	長期借入金	731
建物及び構築物	1,520	リース債務	103
機械装置及び運搬具	759	役員退職慰労引当金	370
工具、器具及び備品	123	退職給付に係る負債	392
土地	2,287	繰延税金負債	112
リース資産	19	その他	0
建設仮勘定	7	**負債合計**	**8,270**
無形固定資産	**158**	**純資産の部**	
リース資産	156	**株主資本**	**10,521**
電話加入権	1	**資本金**	**1,835**
投資その他の資産	**1,525**	**資本剰余金**	**1,818**
投資有価証券	1,340	**利益剰余金**	**6,879**
保険積立金	149	**自己株式**	**△11**
その他	70	**その他の包括利益累計額**	**765**
貸倒引当金	△34	**その他有価証券評価差額金**	**175**
資産合計	**19,574**	**繰延ヘッジ損益**	**0**
		為替換算調整勘定	**450**
		退職給付に係る調整累計額	**140**
		少数株主持分	**16**
		純資産合計	**11,303**
		負債純資産合計	**19,574**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		18,018
売上原価		13,549
売上総利益		**4,469**
販売費及び一般管理費		3,114
営業利益		**1,354**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	8	
受取保険金	33	
受取賃貸料	0	
再生物売却収入	16	
持分法による投資利益	42	
その他	21	126
営業外費用		
支払利息	14	
手形売却損	0	
為替差損	5	
その他	1	21
経常利益		**1,459**
特別利益		
固定資産売却益	2	
新株予約権戻入益	1	4
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		**1,464**
法人税、住民税及び事業税	510	
法人税等調整額	16	526
少数株主損益調整前当期純利益		**937**
少数株主利益		0
当期純利益		**936**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
当期首残高	1,835	1,822	6,166	△45	9,779	129
会計方針の変更による累積的影響額			△103		△103	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,835	1,822	6,063	△45	9,675	129
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△120		△120	
当期純利益			936		936	
自己株式の処分		△4		33	29	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						46
連結会計年度中の変動額合計	－	△4	816	33	845	46
当期末残高	1,835	1,818	6,879	△11	10,521	175

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	0	253	71	453	6	2	10,241
会計方針の変更による累積的影響額							△103
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	253	71	453	6	2	10,138
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△120
当期純利益							936
自己株式の処分							29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△0	196	69	311	△6	14	319
連結会計年度中の変動額合計	△0	196	69	311	△6	14	1,165
当期末残高	0	450	140	765	－	16	11,303

連結注記表

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び以下の連結注記表の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

６社　　TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.
TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.
TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH
喜志高松機械(杭州)有限公司
PT.TAKAMAZ INDONESIA
TP MACHINE PARTS CO., LTD.

なお、TP MACHINE PARTS CO., LTD.は平成27年２月20日の会社設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

２．持分法の適用に関する事項

(１)持分法を適用した関連会社の数及び名称

２社　　株式会社タカマツエマグ
杭州友嘉高松機械有限公司

(２)持分法を適用しない関連会社の数及び名称

１社　　株式会社エフ・ティ・ジャパン

(３)持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(４)持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法を適用している関連会社２社の決算日は連結決算日と異なっておりますが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の決算日等に関する事項

TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.、TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.、TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH、喜志高松機械(杭州)有限公司及びPT.TAKAMAZ INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類

を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、TP MACHINE PARTS CO., LTD.については、設立日が平成27年２月20日であり、設立日から連結決算日である平成27年３月31日までに決算日(12月31日)をむかえていないため、設立日の貸借対照表のみを連結しております。

４．会計処理基準に関する事項

(１)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品	個別法による原価法
原材料	総平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

(２)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は、定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	７～50年
機械装置及び運搬具	２～９年
工具、器具及び備品	２～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
④ 製品保証引当金	製品販売後の無償で補修すべき費用に備えるため、過去の経験に基づく所要額を計上しております。
⑤ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約

ヘッジ対象　　外貨建金銭債権債務等

③　ヘッジ方針

主として親会社は、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、社内規程に従って、基本的に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

（６）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が１億59百万円増加し、利益剰余金が１億３百万円減少しております。また、当連結会計年度の１株当たり純資産額が９円55銭減少しております。

なお、この改正による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額　6,270百万円

２．輸出手形割引高　7百万円

(連結損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価　20百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

１．当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式　11,020,000株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総　　額	１株当たり配　当　額	基　準　日	効力発生日
平成26年６月26日 定時株主総会	普通株式	百万円 65	円 6	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	百万円 54	円 5	平成26年９月30日	平成26年12月５日

（２）当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総　　額	１株当たり配　当　額	基　準　日	効力発生日
平成27年６月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	百万円 109	円 10	平成27年３月31日	平成27年６月26日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達に関しては、低コストかつ中長期にわたり安定的な資金の確保を重視して取り組んでおります。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等で運用し、また短期的な運転資金及び長期的な設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。デリバティブ取引は、一部取引先との取引において為替変動リスクをヘッジすることを目的として利用しております。なお、ヘッジ会計の概要は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　４．会計処理基準に関する事項　（５）重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程により顧客に対する信用リスクの低減をはかるとともに、債権管理規程に基づき、各担当部門が主要取引先の状況をモニタリングし、取引先別の売掛金回収状況を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社も当社の規程に準じて管理を行っております。デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の債務不履行によるリスクはほとんど発生しないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は短期及び長期借入金であり市場金利により調達しておりますが、市場リスクは僅少であると認識しております。投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。また、一部取引先との取引において為替変動リスクをヘッジすることを目的として為替予約取引を利用しておりますが、これらの取引については経理担当部門が社内規程に従い、適正な社内手続を経て実行しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告等に基づき、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません((注)２を参照ください)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計　上　額	時　価	差　額
(１)現金及び預金	3,875	3,875	－
(２)受取手形及び売掛金	6,289	6,289	－
(３)投資有価証券			
その他有価証券	450	450	－
資　産　計	10,615	10,615	－
(１)支払手形及び買掛金	4,183	4,183	－
(２)短期借入金	730	730	－
(３)未払法人税等	338	338	－
(４)長期借入金　※１	949	957	7
負　債　計	6,201	6,209	7
デリバティブ取引　※２	0	0	－

※１　長期借入金には、１年以内に返済予定の長期借入金を含めて記載しております。
※２　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(　)で表示しております。

(注) １　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(１)現金及び預金、(２)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(３)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(１)支払手形及び買掛金、(２)短期借入金、(３)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、契約を締結している金融機関から提示された評価額によっております。

2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	73

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10 年 超
現金及び預金	3,875	－	－	－
受取手形及び売掛金	6,289	－	－	－
合　　計	10,164	－	－	－

4　長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
長期借入金　※	218	218	218	123	99	70

※　長期借入金には、1年以内に返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

当社グループは、石川県及び愛知県において、賃貸土地を有しております。

なお、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
当期首残高	期中増減額	当期末残高	
938	―	938	927

（注）１　期末時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。
但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。
２　平成27年３月において、遊休不動産913百万円を賃貸土地に用途変更しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　1,026円89銭

２．１株当たり当期純利益　85円37銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,210**	**流動負債**	**6,543**
現金及び預金	3,156	支払手形	2,437
受取手形	1,783	電子記録債務	518
電子記録債権	829	買掛金	1,273
売掛金	3,598	短期借入金	730
商品及び製品	359	１年内返済予定の長期借入金	218
仕掛品	1,231	リース債務	55
原材料及び貯蔵品	911	未払金	89
前渡金	19	未払費用	116
前払費用	13	未払法人税等	306
繰延税金資産	272	未払消費税等	116
その他	49	賞与引当金	185
貸倒引当金	△13	役員賞与引当金	37
固定資産	**6,032**	製品保証引当金	55
有形固定資産	**4,694**	設備関係支払手形	187
建物	1,481	営業外電子記録債務	179
構築物	36	その他	35
機械及び装置	745	**固定負債**	**1,803**
車両運搬具	3	長期借入金	731
工具、器具及び備品	113	リース債務	103
土地	2,287	退職給付引当金	590
リース資産	19	役員退職慰労引当金	370
建設仮勘定	7	関係会社事業損失引当金	8
無形固定資産	**158**	長期預り金	0
リース資産	156	**負債合計**	**8,347**
電話加入権	1	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,179**	**株主資本**	**9,720**
投資有価証券	522	**資本金**	**1,835**
関係会社株式	422	**資本剰余金**	**1,818**
出資金	5	資本準備金	1,776
保険積立金	149	その他資本剰余金	41
破産更生債権等	33	**利益剰余金**	**6,078**
繰延税金資産	53	利益準備金	95
その他	26	その他利益剰余金	5,982
貸倒引当金	△34	配当準備積立金	137
		土地圧縮積立金	184
		固定資産圧縮積立金	0
		別途積立金	4,780
		繰越利益剰余金	879
		自己株式	**△11**
		評価・換算差額等	**175**
		その他有価証券評価差額金	**175**
		繰延ヘッジ損益	**0**
資産合計	**18,242**	**純資産合計**	**9,895**
		負債純資産合計	**18,242**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		16,898
売上原価		12,814
売上総利益		**4,084**
販売費及び一般管理費		2,924
営業利益		**1,159**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	55	
受取保険金	33	
受取賃貸料	1	
その他	40	131
営業外費用		
支払利息	14	
その他	0	14
経常利益		**1,276**
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社事業損失引当金戻入額	5	
新株予約権戻入益	1	10
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		**1,286**
法人税、住民税及び事業税	449	
法人税等調整額	△0	448
当期純利益		**837**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						配当準備積立金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	1,835	1,776	45	1,822	95	137	175	1	4,680
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,835	1,776	45	1,822	95	137	175	1	4,680
事業年度中の変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
固定資産圧縮積立金の積立								0	
固定資産圧縮積立金の取崩								△0	
土地圧縮積立金の積立							9		
別途積立金の積立									100
自己株式の処分			△4	△4					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	△4	△4	－	－	9	△0	100
当期末残高	1,835	1,776	41	1,818	95	137	184	0	4,780

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	374	5,464	△45	9,076	129	0	129	6	9,212
会計方針の変更による累積的影響額	△103	△103		△103					△103
会計方針の変更を反映した当期首残高	271	5,361	△45	8,973	129	0	129	6	9,109
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	△120	△120		△120					△120
当期純利益	837	837		837					837
固定資産圧縮積立金の積立	△0	－		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩	0	－		－					－
土地圧縮積立金の積立	△9	－		－					－
別途積立金の積立	△100	－		－					－
自己株式の処分			33	29					29
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					46	△0	46	△6	39
事業年度中の変動額合計	608	717	33	746	46	△0	46	△6	785
当期末残高	879	6,078	△11	9,720	175	0	175	－	9,895

個別注記表

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び以下の個別注記表の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１．資産の評価基準及び評価方法

(１)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(２)デリバティブ　　時価法

(３)たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品	個別法による原価法
原材料	総平均法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(１)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８～38年
構築物	７～50年
機械及び装置	２～９年
車両運搬具	４～６年
工具、器具及び備品	２～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2)賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
(3)役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
(4)製品保証引当金	製品販売後の無償で補修すべき費用に備えるため、過去の経験に基づく所要額を計上しております。
(5)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
(6)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（7）関係会社事業損失引当金　　関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて当社が負担することになる損失見込額を計上しております。

４．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約

ヘッジ対象　　外貨建金銭債権債務等

（3）ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、社内規程に従って、基本的に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

５．その他計算書類作成のための重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が１億59百万円増加し、繰越利益剰余金が１億３百万円減少しております。また、当事業年度の１株当たり純資産額が９円55銭減少しております。

なお、この改正による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額 6,218百万円

２．輸出手形割引高 7百万円

３．関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	369百万円
短期金銭債務	22百万円

４．保証債務

子会社の金融機関からの為替予約に対して次のとおり保証をしております。

TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	22百万円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高

営業収益	1,587百万円
営業費用	683百万円
営業取引以外の取引高	50百万円

２．通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	21百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	110,629株	－	82,000株	28,629株

（注） 自己株式の数の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産評価損	153百万円
賞与引当金	60百万円
未払事業税	25百万円
貸倒引当金	4百万円
製品保証引当金	18百万円
その他	9百万円
繰延税金資産（流動）合計	272百万円
繰延税金負債（流動）	
為替予約	△0百万円
繰延税金負債（流動）合計	△0百万円
繰延税金資産（流動）の純額	272百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	189百万円
役員退職慰労引当金	118百万円
減損損失	96百万円
その他	75百万円
繰延税金資産（固定）小計	480百万円
評価性引当額	△256百万円
繰延税金資産（固定）合計	223百万円
繰延税金負債（固定）	
土地圧縮積立金	△87百万円
その他有価証券評価差額金	△82百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債（固定）合計	△170百万円
繰延税金資産（固定）の純額	53百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成27年４月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.8％、平成28年４月１日以降のものについては32.1％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が29百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が38百万円、その他有価証券評価差額金が８百万円それぞれ増加しております。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　900円28銭

２．１株当たり当期純利益　76円34銭

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH	ドイツ オベラート市	16万ユーロ	工作機械販売及びサービス・メンテナンス	(所有)直接 100.0	当社製品の販売等 役員の兼任	製品・部品の販売	百万円 385	売掛金	百万円 195

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等
上記子会社への当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

高松機械工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　近　藤　久　晴　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高松機械工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

高松機械工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　近　藤　久　晴　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高松機械工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。監査役会を毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(１)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(２)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(３)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

高松機械工業株式会社　監査役会

常勤監査役　池　上　佳　信　㊞

社外監査役　鍛　治　敏　弘　㊞

社外監査役　杖　村　修　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご期待にお応えすべく、当期の業績、今後の事業展開並びに配当性向等を総合的に勘案いたしまして、安定した配当を継続的に実施していきたいと考えております。

また、将来にわたる株主の皆様への利益を確保すべく、企業体質の強化をはかるため、内部留保の確保にも努める所存であります。

これにより、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額 109,913,710円

（注）　中間配当を含めた当期の年間配当は、１株につき金15円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　700,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　700,000,000円

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	池上佳信（いけがみよしのぶ） （昭和19年８月20日生）	昭和54年１月　当社入社 平成６年６月　取締役 平成19年６月　常勤監査役（現任）	61,227株
2	鍛治敏弘（かじとしひろ） （昭和22年２月２日生）	昭和40年４月　名古屋国税局入局 平成17年７月　金沢国税局徴収部長 平成18年８月　税理士開業（現在） 平成20年７月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 税理士　鍛治敏弘税理士事務所代表	5,696株
3	杖村修司（つえむらしゅうじ） （昭和36年７月６日生）	昭和60年４月　株式会社北國銀行入行 平成21年６月　同行取締役 平成22年６月　同行常務取締役 平成23年６月　当社監査役（現任） 平成25年６月　同行代表取締役専務（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社北國銀行　代表取締役専務	4,434株

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各監査役候補者の所有する当社株式の数には、高松機械工業役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
３．鍛治敏弘、杖村修司の両氏は社外監査役候補者であります。
４．鍛治敏弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
５．杖村修司氏が代表取締役専務を務める株式会社北國銀行は、当社の主要な取引金融機関であり、また同氏は同行より報酬を受けております。
６．社外監査役候補者の選任理由

鍛治敏弘氏につきましては、税理士の資格を有しており、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって６年11ヶ月となります。

杖村修司氏につきましては、長年にわたる金融機関での知識に加え経営者としての見識も有しており、その経歴を通じて培われた経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　石川県白山市古城町１番地
白山市松任学習センター１階　コンサートホール　TEL(076)274－5411

開催場所が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通手段

１．JRをご利用の場合　JR西日本「松任駅」下車(南口側)徒歩３分

２．バスをご利用の場合　北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」停留所から徒歩２分

当日は駐車場の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。
また、当センターの駐車場の収容台数には限りがございますので、車でご来場の場合は、松任駅南複合型立体駐車場をご利用ください。なお、その際には駐車券を株主総会会場までお持ちください。